

令和 7 年 9 月 1 日

各 都 道 府 県 人 権 担 当 課 長 様

各都道府県宅地建物取引業法主管課長 様

大 阪 府 府 民 文 化 部 人 権 局 人 権 擁 護 課 長

大阪府都市整備部住宅建築局建築指導室建築振興課長

「大阪府部落差別事象に係る調査等の規制等に関する条例」の周知・啓発について（依頼）

日頃から、本府の人権行政の推進に御協力いただきお礼申し上げます。

さて、本府では、「大阪府部落差別事象に係る調査等の規制等に関する条例」に基づき、興信所・探偵社業者に対する届出や規制についての定めのほか、土地調査等を行う者に対して、大阪府の区域内の土地及びその周辺地域にいわゆる同和地区があるかないかについて調査し、又は報告すること（以下「条例違反行為」という。）を規制しています。

しかしながら、近年、大阪府の区域外（以下「府外」という。）の事業者による条例違反行為が相次いで発生しており、府外の事業者に対しても本条例違反行為を規制している旨の周知・啓発を行う必要があります。

つきましては、住生活の向上等に寄与するという社会的責務を担う貴都道府県の宅地建物取引業者に対しては、部落差別事象の発生の防止のため、同和地区をめぐる人権問題に対する意識の向上を図り、本条例を特に周知徹底する必要があるため、宅地建物取引業法主管課におかれましては、貴都道府県の宅地建物取引業関係団体への周知・啓発に御配慮くださいますようお願い申し上げます。

また、同封の啓発パンフレットについては、下記の本府ホームページに掲載しておりますので、貴都道府県等のホームページにリンクを設けていただくなど、御活用をお願い申し上げます。

なお、本依頼は、貴都道府県の人権担当課及び宅地建物取引業法主管課へ同内容の文書を送付させていただいておりますことを申し添えます。

記

○「大阪府部落差別事象に係る調査等の規制等に関する条例」の概要や周知の取組み

URL : <https://www.pref.osaka.lg.jp/jinken-yogo/chousa-jyourei/index.html>

○啓発パンフレットのダウンロード

URL : <https://www.pref.osaka.lg.jp/documents/1595/r7panhu.pdf>

大阪府府民文化部 人権局人権擁護課 人権・同和企画グループ

担当：北川、安達、張尾

TEL：06-6210-9282（内線 2391）

大阪府都市整備部 住宅建築局建築指導室建築振興課 宅建業指導グループ

担当：加瀬澤、三宅

TEL：06-6210-9734（内線 3082）